

仕様書

件名	(単価契約) 市バス金属くず売却 [令和8年4月～7月分]
引取(履行)場所	自動車整備工場及び各営業所整備場 ※各所在地は別紙1のとおり ※引取場所については、その他別に指示する場合がある。
契約期間	令和8年4月1日 から 令和8年7月31日 まで
内容	<p>1 適用 この仕様書は、京都市交通局在籍のバスの整備に伴い排出される使用済み部品等の金属くず(不純物を含む)の売却について適用する。</p> <p>2 予定数量 5,000 kg なお、過去の実績に基づく予定数量であり、最終的な数量を保証するものではない。</p> <p>3 不純物 不純物とは、バスの整備に伴い排出される使用済みの金属部品等に付着した少量のゴムやプラスチック等の金属以外の部分を指す。</p> <p>4 保管状態 ドラム缶又はバラ積み ※保管場所の状況写真は別紙2のとおり</p> <p>5 引取方法 (1) 引取回数は、契約期間中、各所2回を基本とする。 ※所在地毎の引取回数は別紙1のとおり (2) 引取り日時は、事前に発注者と受注者により協議し、確認した日時とする。なお、引取り時間は午前9時から午後5時までとする。 (3) 引取り作業を行うときは、売却物件であることを確認して行うものとし、引取り作業後は、売却物件受領書を各引取場所の当局職員に提出すること。 (4) 引取時は受注者が積込作業を行うものとし、必要な機材を含めて準備すること。また、引取りの運搬・積込費用等は全て受注者負担とする。売却物件が入っているドラム缶ごと引き取るときは、代替のドラム缶を元の場所に設置すること。 (5) 引取りに関しては関係法令を遵守し、適正に行うこと。 なお、引取作業中に発生した事故等により、発注者、第三</p>

	<p>者に与えた損害は、受注者の負担とし、発注者はその責を負わない。</p> <p>6 売却物件の計量及び報告 受注者は、引取り後速やかに計量を行い、引取りから5営業日以内に計量証明書を提出すること。 なお、計量実施時に確認のため、発注者が立会う場合がある。</p>
<p>特記事項等</p>	<p>(代金の納入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売却代金は、契約期間中、最終回の引取りに係る計量証明書が提出された後、速やかに精算し、発注者が発行する納入通知書に指定した期日までに入金すること。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

別紙 1 市バス金属くず 引取り場所所在地及び引取予定回数

	収集場所	所在地	引取予定回数(回)
1	自動車整備工場	京都市伏見区竹田西段川原町18	2
2	西賀茂営業所整備係	京都市北区西賀茂山ノ森町50	2
3	梅津営業所整備場	京都市右京区西院西貝川町55-1	2
4	横大路営業所整備係	京都市伏見区横大路橋本33-1	2
5	九条営業所整備係	京都市南区東九条下殿田町70	2
6	烏丸営業所整備係	京都市北区小山北上総町49-1(地下)	2
7	洛西営業所整備係	京都市西京区大枝東新林町2-1	2

別紙2 市バス金属くず保管場所状況写真

① 自動車整備工場



② 西賀茂営業所整備係



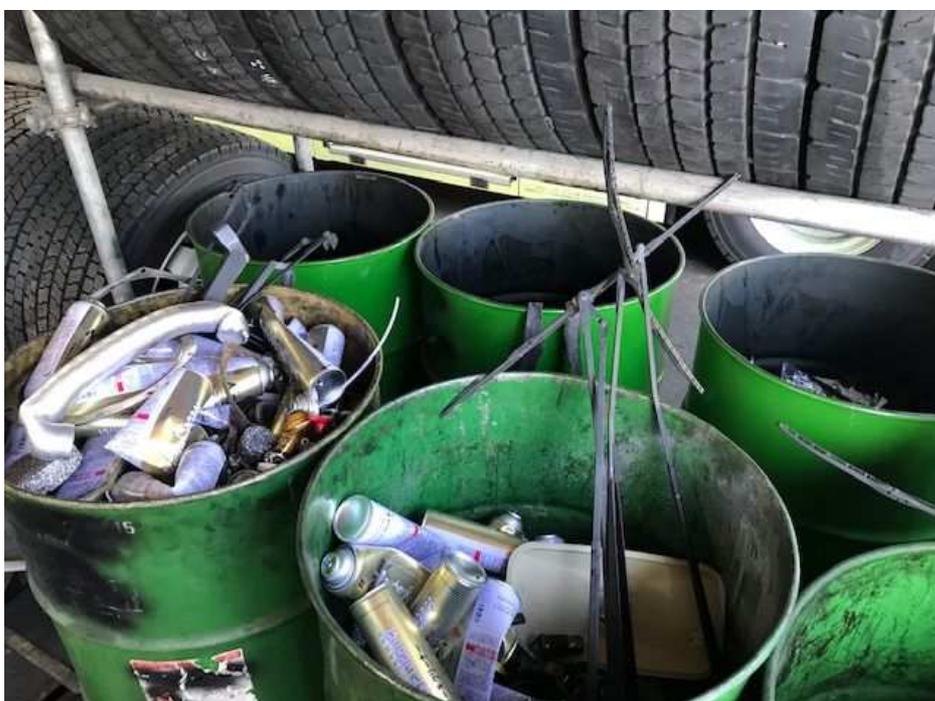
③ 梅津営業所整備場



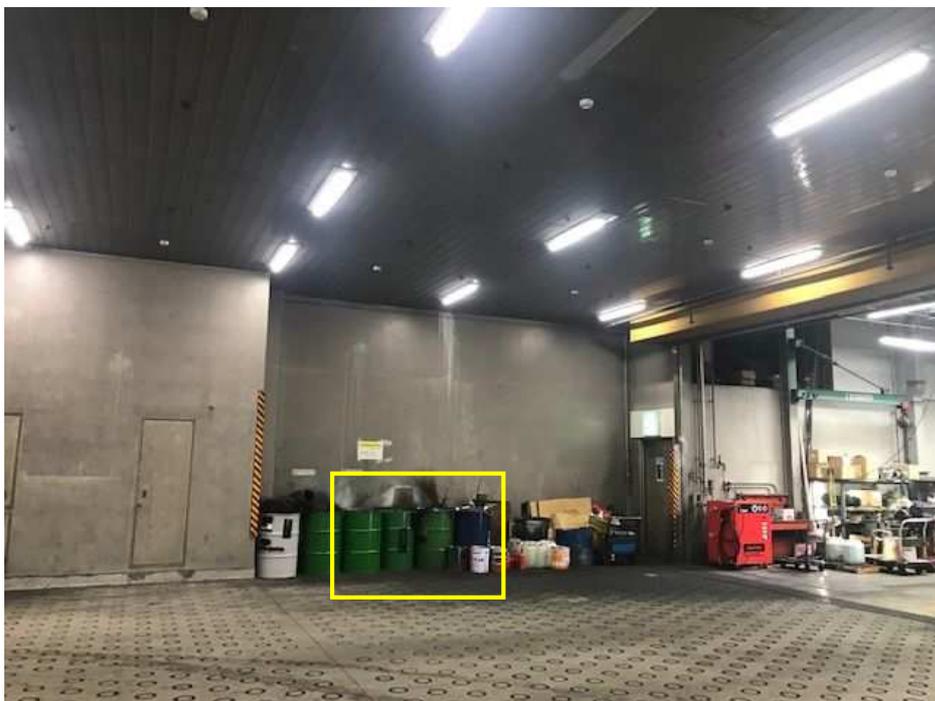
④ 横大路営業所整備場



⑤ 九条営業所整備係



⑥ 烏丸營業所整備係



⑦ 洛西営業所整備係

